

東京理科大学ワンダーフォーゲル部OB会規約

昭和38年10月13日 制定
平成30年 4月 7日 改定
令和 5年 8月 5日 改定施行

「前文」

東京理科大学ワンダーフォーゲル部OB会（以下、本会という）の会員は常にワンダーフォーゲル精神に則り活動し、会員相互の和を守ると同時に、自主独立の気風を忘れてはならない。

「目的」

第1条 本会は各種ワンダーフォーゲル活動を行うこと、及びその活動を通じて会員相互の親睦をはかることを目的とする。

「会員の資格」

第2条 東京理科大学ワンダーフォーゲル部出身者(中退者を含む)は本会員の資格を有する。

「代表」

第3条 本会はOB会員の代表者としてOB会代表(以下、代表)を1名おき、代表は総会が選出し任期は原則1年とする。

「年会費」

第4条 本会の円滑な運営及び現役支援のために年会費を募る。
(但し、2012年度から新たな会費の徴収は凍結する)

「例会」

第5条 例会は本会の親睦の場および合議の場として、原則として第1土曜日にWeb会議(Zoom等)に開催する。代表は、必要と認める場合においては何時でも臨時例会を招集することができる。

「例会の議事」

第6条 本会運営の議事の細目は例会において定める。例会での議決事項は出席者の過半数で決し、可否同数の場合においては座長の決するところによる。但し、例会に欠席であっても書面(e-mailを含む)にて議決権を行使する者は出席者とみなす。例会の座長は原則として代表が務める。また、下記の委員会を例会において開催することができる。この場合は、例会参加者が委員を務める。

「総会」

第7条 本会運営上の最高議決機関及び会員相互の親睦会として原則として4月第1週土曜日に開催する。代表は、必要と認める場合においては、例会の議決を経て何時でも臨時総会を招集することができる。

「総会の議事」

第8条 総会の議決事項は出席者の過半数で決し、可否同数の場合においては議長の決するところによる。但し、総会に欠席であっても書面(e-mailを含む)にて議決権を行使する者は出席者とみなす。総会の議長は原則として代表が務める。総会の議決事項は事前に広報するものとする。下記の事項は総会の承認を必要とする。
(1) 規約、規定の変更
(2) しじま小屋及びしじま山荘の変更または処分
(3) その他例会において総会により議決することとした事項
(但し緊急を要する場合は除く)

「会計」

第9条 本会の会計年度を1月1日より12月31日までとする。会計報告は総会にて行う。本会諸会計預貯金は本会に所属し、会計担当者は本会より委託されその管理を行う。

「会報」

第10条 本会の機関誌として、原則として月1回希望者宛にメール配信する。

「委員会」

第11条 本会の活動を推進するために、専門の委員会をおくことができる。

「名誉会員」

第12条 本会に名誉会員制を定める。名誉会員は、本会または東京理科大学ワンダーフォーゲル部の発展のために著しく貢献し、かつ会員の推薦を受け総会の承認を得た者とする。名誉会員は終身とする。

「寄付」

第13条 本会の事業推進及び事故発生等の場合に、例会の議決を経て会員に対し寄付を募ることがある。

「罰則」

第14条 本会に対し著しい不利益を与える行為をなした場合は、総会の議決により除名することがある。